

いわき市中央台高久三丁目第二地区
建築協定・緑地協定のしおり

 地域振興整備公団常磐支部

都市計画課

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第76条の3第1項及びいわき市建築協定条例(昭和56年いわき市条例第2号)第2条の規定に基づき、本協定第4条に定める区域内(以下「協定区域」という。)における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準を定めることにより、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語は、建築基準法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。

(名称)

第3条 この協定は、いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定区域)

第4条 この協定の対象とする区域は、別図に掲げるいわき市中央台高久三丁目地内の区域とし、許容する建築物の用途によりA地区とB地区に区分する。

(建築物等の制限)

第5条 協定区域における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 敷地の最小面積は200㎡とする。
- (2) 盛土は行わないものとする。ただし、築庭等に伴う盛土はこの限りでない。
- (3) 擁壁の改廃又は築造にあたっては、開口部の合計の長さが8メートル以下であり、かつ、建築物の敷地の安全性、交通の安全性の確保、周辺の景観に十分配慮したものとする。
- (4) 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)の基準は、隣地境界線に面する側にあつては1.0メートル以上とし、道路に面する側にあつては1.5メートル以上(カーポートについては1.0メートル以上)とする。ただし、建築物又は、建築物の部分が外壁の後退距離の基準に満たない距離にあつても、次の一に該当する場合は、この限りでない。
 - ① 当該部分の外壁又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
 - ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であること。
- (5) 建築物の用途は、次に掲げるもの及びこれらに付属する物置、車庫等とする。

A地区

- ① 一戸建専用住宅
- ② 一戸建住宅で次の用途を兼ねるもの。
ただし、騒音、悪臭、路上駐車等公害、迷惑を発生させるおそれのないものに限る。
(イ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
(ロ) 事務所
- ③ その他、第6条で設置するいわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定運営委員会(以下「運営委員会」という。)が認める住宅。

B地区

- ① 一戸建専用住宅
 - ② 一戸建ての兼用住宅。
ただし、騒音、悪臭、路上駐車等公害、迷惑を発生させるおそれのないものに限る。
 - ③ その他、運営委員会が認める住宅。
- (6) 建築物の軒の高さは、地盤面から7メートル以下とする。
 - (7) 建築物の敷地の囲障は、風致、美観を損なわないよう生垣又は開放的な構造のものとする。なお、安全上、防犯上等のために柵を設ける場合は、道路に面する側にあつては、風致、美観を損なわないよう生垣の内側に設けるものとする。
 - (8) 建築物の意匠は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。特に屋根の形状は勾配屋根とし、外壁及び屋根の色彩、材料に配慮する。
 - (9) 屋外広告物は、土地の所有者等が設置する自己専用のもので、良好な住宅地にふさわしいと運営委員会が認めるものに限る。
 - (10) 自動販売機は、屋外に設置しないものとする。
 - (11) 景観を損なう放送受信アンテナは設置しないものとする。ただし、運営委員会が認めるものはこの限りでない。
 - (12) 地盤面からの高さが10メートルを超える工作物(アマチュア無線用アンテナ等)は、設置しないものとする。

(運営委員会)

第6条 この協定を運営するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員は、協定区域内の土地の所有者等の互選によって選出する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第7条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) その他、運営委員会で必要と認められる役員

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、協定運営のための事務を総括する。
- 4 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、そのあらかじめ指定する順序に従って、その職務を代理する。
- 6 会計は、運営委員会の経理に関する事務を処理する。

(土地所有者等の届出義務)

第8条 協定区域内の土地の所有者等は、建築物の建築若しくは敷地の面積の変更、築庭等に伴う盛土、擁壁の改廃又は築造、建築物の用途の変更、囲障の設置、屋外広告物の設置を行おうとするときは、事前に運営委員会に対し、その定める方法により届け出なければならない。

(協定違反の場合の措置)

第9条 第5条の規定に違反したものがあつたときは、委員長は運営委員会の決定に基づき、当該土地所有者等に対して工事の停止を請求し、かつ、文書をもって、相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

- 2 前項の請求があつたときは、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求に当該土地の所有者等が従わないときは、委員長は運営委員会の決定に基づき、その強制履行又は、当該土地の所有者等の費用をもって第三者にこれを為さしめることを、裁判所に請求するものとする。

- 2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、いわき市長の認可の公告があつた日から起算して1年以内において、協定区域に2以上の土地の所有者等が存することとなつたときから効力を生じる。

- 2 この協定は、前項の効力を生じた後に協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、効力があるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、いわき市長の認可の公告があつた日から10年とする。

- 2 前項の有効期間は、期間満了前6ヶ月までに土地の所有者等の過半数から、文書にて廃止の申出がないときは、更新されるものとする。この場合における有効期間は10年とし、その後も同様とする。

(協定の変更及び廃止)

第13条 この協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

- 2 この協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

(補則)

第14条 この協定に規定するもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この協定書は2部作成し、1部をいわき市長に提出し、1部を委員長が保管し、写しを土地の所有者等となつた者全員に配布するものとする。

上記建築協定を設定します。

平成 9年4月28日

■土地所有者

東京都千代田区霞が関三丁目8番1号

地域振興整備公団 総 裁 工 藤 敦 夫

■上記代理人

福島県いわき市中央台飯野四丁目2番地の4

地域振興整備公団 常磐支部 支部長 上 遠 野 大 仔

「いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定」
 (平成9年6月9日認可、いわき市指令第2610号。以下「協定」という。)の運用について

標記について、地域振興整備公団常磐支部が運営委員会の事務を行う間、以下のとおり解釈し、取り扱うものとします。

1. 協定第5条(1) 関係

「敷地」とは、「建築基準法施行令」(以下「政令」という。)の用語の定義により、住宅等の建築物を1棟建築できる土地です。したがって、一つの敷地には2棟以上の住宅は建築できません。

2. 協定第5条(2) 関係

「築庭等に伴う盛土」とは、築庭、開口部の閉鎖、排水勾配の確保等のための盛土であり、隣接地への日照条件、土砂崩壊等の影響が生じないものに限り、ます。なお、盛土を行う場合は、敷地外へ排水等の影響が生じないよう、対策を講じて下さい。

3. 協定第5条(3) 関係

「建築物の敷地の安全性、交通の安全性の確保、周辺の環境に十分配慮して下さい。」とは、以下のとおりです。

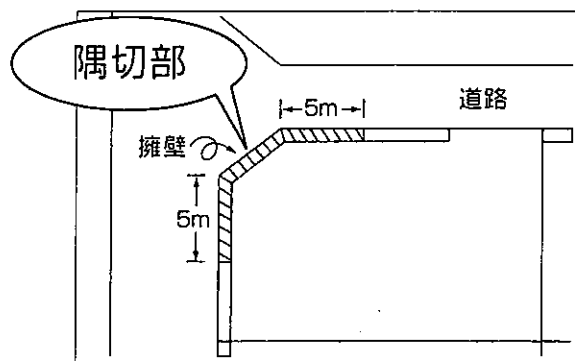
「建築物の敷地の安全性の確保」:擁壁の改修又は築造にあたっては、敷地が崩れたりしないよう構造上の安全性を確保するものとして下さい。

「交通の安全性の確保」:交差点の隅切部での擁壁の改修はできません。

隅切部とは、右図の部分を行います。

「周辺の環境に十分配慮」:擁壁の築造にあたっては、連続する既存の擁壁の材質や色彩と調和のとれたものにして下さい。

なお、分譲時の開口部を変更するにあたっては、協定の制限にかかわらず、関係機関(水道、下水道、ガス等)との調整が必要です。



4. 協定第5条(4) 関係

電柱及びCATV柱は一切移設できません。協定の制限にかかわらずこのことに留意して下さい。

5. 協定第5条(5) 関係

協定、ならびに「建築基準法」(以下「法」という。)及び政令の規定により、以下の用途の建築物しか建築できません。

		A地区	B地区
①	一戸建専用住宅(注1)	○	○
②	一戸建ての兼用住宅(注2) ※○を付した用途を兼ねるもの		
	イ) 事務所(注3)	○	○
	ロ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店	×	○
	ハ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	×	○
	ニ) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(注4)	×	○
	ホ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(注4)	×	○
	ヘ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	○
	ト) 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房(注4)	×	○
	チ) 診療所	×	○
③	その他、運営委員会が認める住宅	○	○

(注1):「一戸建て」の「専用住宅」であり、重ね建て、連続住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿等は含まれません。

(注2):「騒音、悪臭、路上駐車等公害、迷惑を発生させるおそれのないもの」に限られ、防音対策等を講じていないピアノ教室等、騒音、悪臭の発生のおそれのある獣医、ペットショップ等、及び、従業員、来客用等の所要の駐車スペースを確保していない事務所、診療所等、近隣の住民に公害、迷惑を生じるおそれのあるものは認められません。
また、(イ)～(ト)については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ(イ)～(ト)の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のものに限られます。

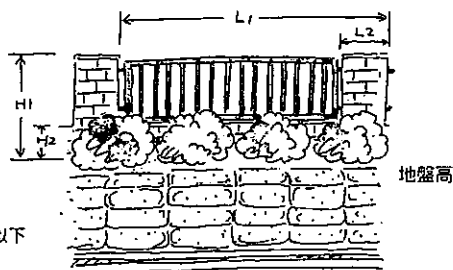
(注3):汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で建設大臣の指定するものための駐車施設を同一施設内に設けて業務を運営するものを除く。

(注4):原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。

(注5):親子二世帯で居住する連続住宅、重ね建て住宅等が該当しますが、所要のスペースが確保されている等、近隣住民に公害、迷惑を発生させるおそれのないものに限られます。
共同住宅、寄宿舍、下宿等は建築することはできません。

6. 協定第5条(7) 関係

「解放的な構造のもの」とは、右図のとおりとします。



※見透しの割合は50%以上にしてください。
 $(L_1 \times H_1) \leq 2 \times (L_1 - L_2) \times (H_1 - H_2)$
 $H_1 = 1.2\text{m以下}, H_2 = 0.6\text{m以下}, L_2 = 1.2\text{m以下}$

7. 協定第5条(8) 関係

「勾配屋根」とは、母屋において一般的に言う「陸屋根」以外のものとし、付属建築物の屋根形状は勾配屋根以外でもやむを得ないものとします

「外壁及び屋根の色彩、材料に配慮する」とは、街並みの景観形成に大きく影響を与えるとの認識から、奇抜な色彩(原色及び原色に近い色彩等)は避ける等、配慮していただくものとします。

8. 協定第5条(9) 関係

「良好な住宅地にふさわしいと運営委員会が認めるもの」とは、形状、色彩等が周囲の環境に調和したもので、かつ、設置数、表示面積、表示位置が以下のとおりのものでとします。

	A地区	B地区
設置数	1箇所	必要最小限の箇所数
表示面積	0.5㎡以内/箇所	1.0㎡以内/箇所
表示位置	地盤面からの高さが7m以下	同左

9. 協定第5条(11) 関係

「運営委員会が認めるもの」とは、有線テレビ放送(CATV)で受信できない放送を受信するためにやむを得ず設置するアンテナであり、建築物の軒の高さを越えない等、なるべく目立たない位置に設置されるものに限られます。

10. 協定第8条 関係

「その定める方法」とは、様式1の届出書(全2枚)により、関係図書を添付し提出するものとします。

なお、届出事項が協定で定める内容に適格の場合、様式2の届出受理書を届出人に交付することとし、その交付をもって届出があったものとします。

(注)様式1.2は、別冊「地域公園への申請・届出様式集」の巻頭に添付されております。

(目的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第20条第1項の規定に基づき、いわき市中央台高久三丁目第二地区の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を定めることにより、当該区域を良好な環境の住宅地とすることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定(以下「協定」という。)という。

(協定区域)

第3条 この協定の対象とする区域(以下「協定区域」という。)は別図に表示する区域とする。

(植栽に関する事項)

第4条 協定区域における土地所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」という。)は、次の各号に定めるところにより自己の建築物の敷地に樹木の植栽を行うよう努めるものとする。

- (1) 植栽する樹木の種類は、地域の風土や環境に適したものとするよう努めるものとする。
- (2) 建築物の敷地の囲障は、風致、美観を損なわないよう生垣又は開放的な構造のものとする。なお、安全上、防犯上等のために柵を設ける場合は、道路に面する側にあつては、風致、美観を損なわないよう生垣の内側とする。
- (3) 物置及び屋外設備機器等は、積極的にその周囲を緑化するものとする。

2 前項の規定による樹木の植栽は、土地の所有者等の住居の完成に合わせて行うよう努めるものとする。

(その他緑化に関する事項)

第5条 土地の所有者等は、第4条の規定に基づく植栽のほか、自己の建築物の敷地内の空地に樹木、草花等を植栽し、緑化に努めるものとする。

(樹木等の保全)

第6条 土地の所有者等は、自己の建築物の敷地における樹木等の健全な育成を図るため、せん定、病虫害の防除、施肥等を必要に応じて実施しなければならない。なお樹木が枯損した場合は補植するものとする。

(運営委員会)

第7条 この協定を運営するため、いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

- 2 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員は、土地の所有者等の互選によって選出する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第8条 運営委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) その他、運営委員会で必要と認められる役員

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、協定運営のための事務を総括する。
- 4 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、そのあらかじめ指定する順序に従って、その職務を代理する。
- 6 会計は委員会の経理に関する事務を処理する。

(協定違反の場合の措置)

第9条 第4条から第6条までの規定に違反した者があったときは、委員長は運営委員会の規定に基づき、当該土地の所有者等に対してその是正を勧告するものとする。

- 2 前項の勧告によってもその違反が是正されないときは、運営委員会は、その違反者に対して違反を是正するために必要な措置を講ずる。

(協定の効力)

第10条 この協定は、いわき市長の認可の公告があった日から起算して1年以内において、協定区域に2以上の土地の所有者等が存することとなったときから効力を生じる。

- 2 この協定は、前項の効力を生じた後に協定区域の土地の所有者等となった者に対しても、効力があるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、いわき市長の認可の公告があった日から10年とする。

- 2 前項の有効期間は、期間満了前6ヶ月までに土地の所有者等の過半数から、文書にて廃止の申出がないときは、更新されるものとする。

(協定の変更及び廃止)

第12条 この協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

- 2 この協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、いわき市長の認可を受けなければならない。

(補則)

第13条 この協定に規定するもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この協定書は2部作成し、1部をいわき市長に提出し、1部を委員長が保管し、写しを土地の所有者等となった者全員に配布するものとする。

上記緑地協定を設定します。

平成9年4月25日

■土地所有者

東京都千代田区霞が関三丁目8番1号

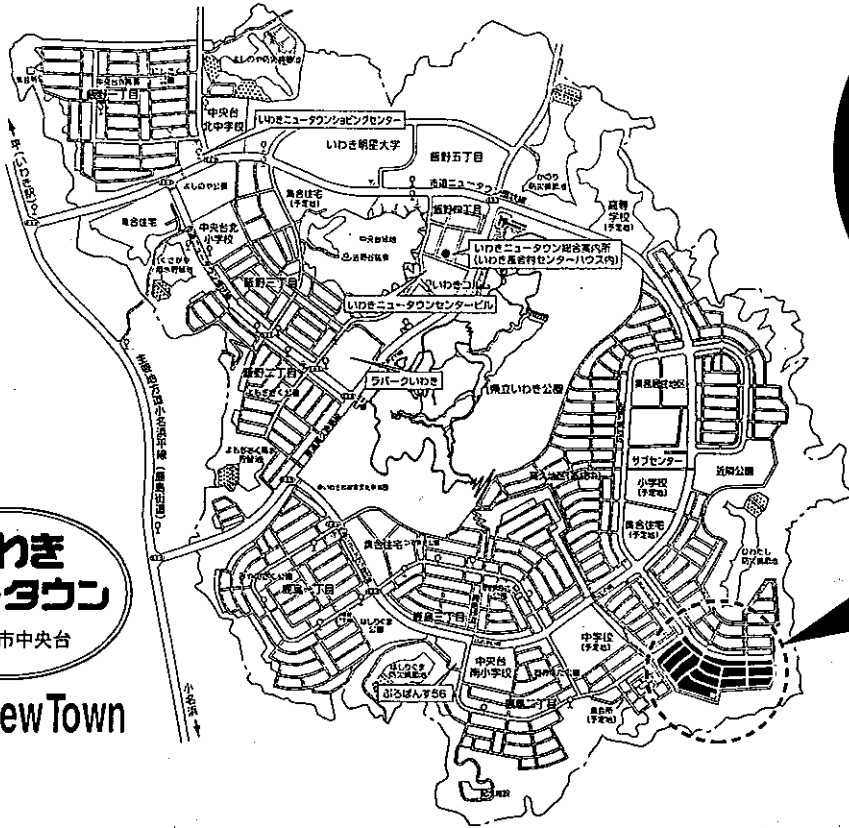
地域振興整備公団 総 裁 工 藤 敦 夫

■上記代理人

福島県いわき市中央台飯野四丁目2番地の4

地域振興整備公団 常磐支部 支部長 上 遠 野 大 任

（建築協定
緑地協定
区域図）



**いわき
ニュータウン**
いわき市中央台

**いわき市中央台
高久三丁目第二地区**

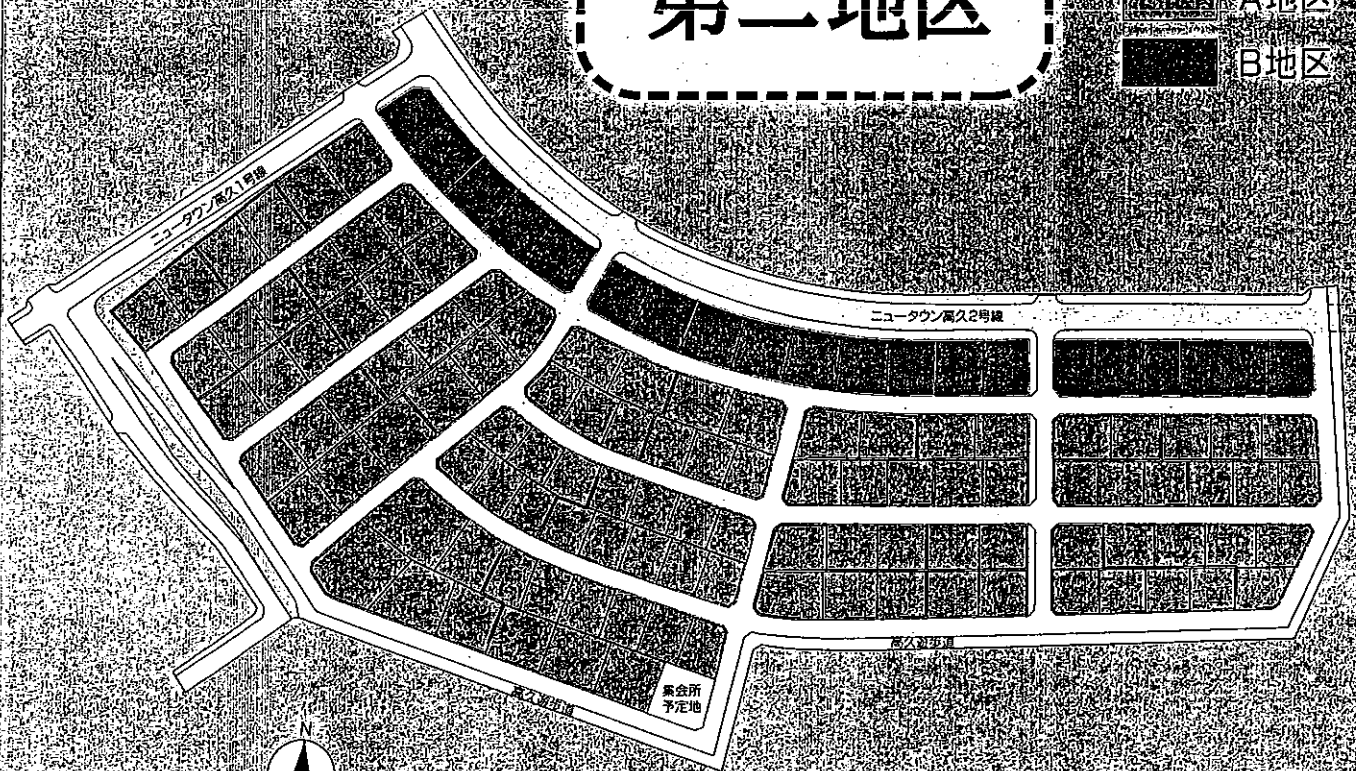
Iwaki New Town

【別図】

いわき市中央台
高久三丁目
第二地区

凡例

-  A地区
-  B地区



いわき市中央台高久三丁目第二地区
建築協定運営委員会 殿

届出人 (印)

住 所

電話番号 () —

いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定に関する届出書

建築協定第8条の規定に基づき、設計図書を添付し別紙のとおり届出します。

記

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1.いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定に関する届出書 | 1部 |
| 2.設 計 図 書 | 1式 |

いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定に関する届出書

様式1 (全2枚の内2枚め)

□のある欄は、該当するものにV印をつけてください。

		街区番号	—
番号	建築協定の内容及び制限	届出の内容	
①	敷地の最小面積は200㎡とする。	敷地面積 ($m^2 \geq 200m^2$) ※	
②	盛土は行わないものとする。 ただし、築庭等に伴う盛土はこの限りでない。	築庭等に伴う盛土は、 <input type="checkbox"/> します。 ※ <input type="checkbox"/> しません。	
③	擁壁の改廃又は築造にあたっては、開口部の合計の長さが8メートル以下であり、かつ、建築物の敷地の安全性、交通の安全性の確保、周辺の景観に十分配慮したものとする。	擁壁の改廃は、 <input type="checkbox"/> します。 ※ <input type="checkbox"/> しません。 改廃する場合 出入口 _____ m 車庫 _____ m 擁壁の築造は、 <input type="checkbox"/> します。 ※ <input type="checkbox"/> しません。	
④	1) 外壁の後退距離 A. 隣地に面する側にあつては、1.0m以上 B. 道路に面する側にあつては、1.5m以上 (カーポートについては1.0m以上) 2) 外壁の後退距離の緩和 a. 外壁又は柱の中心線の長さの合計3.0m以下 b. 物置その他は、軒の高さ2.3m以下で、かつ当該部分の床面積の合計が5.0㎡以下	※ 隣地側 東 _____ m 南 _____ m 西 _____ m 北 _____ m 道路側 東 _____ m 南 _____ m 西 _____ m 北 _____ m 該当 <input type="checkbox"/> します。(_____ m) ※ <input type="checkbox"/> しません。 該当する物置その他これに類する用途に供する建築物 <input type="checkbox"/> あります。 ※ <input type="checkbox"/> ありません。 該当する場合 軒高 _____ m 床面積 _____ ㎡	
⑤	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 ※ <input type="checkbox"/> 一戸建ての兼用住宅 兼用する用途 (_____) 兼用する用途の床面積 (_____ ㎡) <input type="checkbox"/> その他、運営委員会が認める住宅 (_____)	
⑥	建築物の軒の高さは、地盤面から7m以下とする。	軒の高さ (_____ m) ※	
⑦	建築物の敷地の囲障は、風致、美観を損なわないよう生垣又は開放的な構造のものとする。なお安全上、防犯上等のために柵を設ける場合は、道路に面する側にあつては、風致、美観を損なわないよう生垣の内側に設けるものとする。	<input type="checkbox"/> 囲障は設置します。 ※ 道路側 <input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> 生垣+柵(生垣の内側) <input type="checkbox"/> その他 隣地側 <input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 囲障は設置しません。	
⑧	建築物の意匠は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。特に屋根の形状は勾配屋根とし、外壁及び屋根の色彩、材料に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物の意匠は、周囲の環境に調和しかつ、良好な住宅地にふさわしいものとし、 ※ <input type="checkbox"/> 屋根の形状は、勾配屋根とします。 ※ <input type="checkbox"/> 外壁及び屋根の色彩、材料に配慮します。 ※	
⑨	屋外広告物は、土地の所有者等が設置する自己専用のもので、良好な住宅地にふさわしいと運営委員会が認めるものに限る。	屋外広告物の設置は、 <input type="checkbox"/> します。 ※ <input type="checkbox"/> しません。	
⑩	自動販売機は屋外に設置しないものとする。	<input type="checkbox"/> 自動販売機は屋外に設置しません。	
⑪	景観を損なう放送受信アンテナは設置しないものとする。ただし、運営委員会が認めるものはこの限りでない。	放送受信アンテナは、 <input type="checkbox"/> 設置します。 ※ <input type="checkbox"/> 設置しません。	
⑫	地盤面からの高さが10mをこえる工作物(アマチュア無線用アンテナ等)は、設置しないものとする。	<input type="checkbox"/> 高さ10mをこえる工作物は、設置しません。	
⑬	その他	建築面積 (_____ ㎡) 延床面積 (_____ ㎡) 建ぺい率 (_____ %) 容積率 (_____ %)	
⑭	将来、建築物の建築若しくは敷地の面積の変更、築庭等に伴う盛土、擁壁の改廃又は築造、建築物の用途の変更、囲障の設置、屋外広告物の設置を行おうとするときは、施工前に再度建築協定の届出が必要です。	将来、建築物の建築若しくは敷地の面積の変更、築庭等に伴う盛土、擁壁の改廃又は築造、建築物の用途の変更、囲障の設置、屋外広告物の設置を行おうとするときは、施工前に再度建築協定の届出をします。 届出人 _____ (印)	

※届出の内容のわかる設計図書を添付してください。(裏面参照)

添付していただく設計図書及び留意事項

■下記の内容がわかる設計図書であれば、建築確認申請用のものなどを活用していただいて結構です。

- ① 関係：敷地及び敷地面積がわかる設計図書を添付して下さい。
- ② 関係：築山等に伴う盛土を行う場合は、地盤高及び盛土の形状のわかる設計図書を添付して下さい。
注) 築庭等に伴う盛土を行う場合は、土砂の流出、排水等で近隣に悪影響を及ぼすことのないよう注意して下さい。
- ③ 関係：擁壁の改廃又は築造する場合は、改廃及び築造の位置及び開口部の合計の長さがわかる設計図書(配置図等)を添付して下さい。
また、擁壁を築造する場合は、材質、色、勾配、及び高さがわかる設計図書を添付して下さい。
- ④ 関係：外壁の後退距離の寸法は、敷地境界線から壁面又は柱面までの距離で示すこととし、さらに、敷地のわかる図面に建築物の位置を明示して下さい。
- ⑤ 関係：a) 住宅の形態がわかる設計図書を添付して下さい。なお、一戸建ての兼用住宅の場合、兼用する用途の部分を記入して下さい。
b) 駐車スペースの位置、収容台数等がわかる設計図書を添付して下さい。
- ⑥ 関係：建築物の軒の高さがわかる設計図書(矩計図等)を添付して下さい。
- ⑦ 関係：囲障を設ける場合は、その仕様、位置、構造等がわかる設計図書を添付して下さい。
- ⑧ 関係：建築物の意匠、屋根の形状、外壁及び屋根の色彩、材料がわかる設計図書を添付して下さい。
- ⑨ 関係：屋外広告物を設置する場合は設置数、表示面積、表示位置、表示内容、意匠がわかる設計図書を添付して下さい。
- ⑩ 関係：放送受信用アンテナを設置する場合は、受信する内容、放送受信用アンテナの設置位置、形状等がわかる設計図書を添付して下さい。

様式2

年 月 日

いわき市中央台高久三丁目 一

殿

いわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定に関する届出受理書

年 月 日届出のいわき市中央台高久三丁目第二地区建築協定に関する届出書について、内容審査の結果建築協定の規定に適合していると認められますので本日付で受理いたします。

(区分：)

いわき市中央台高久三丁目第二地区
建 築 協 定 運 営 委 員 会